



南砺市こどもの権利条例 ガイドブック

■編集・発行 南砺市総合政策部こども課 〒939-1692 富山県南砺市荒木1550

☎0763-23-2010 📠0763-52-6342 ✉kodomoka@city.nanto.lg.jp

令和6年3月発行

◆ もくじ

- ◆ はじめに 2
- ◆ 権利条例の構成 3
- ◆ 前文 4
- ◆ 第1章 7
- ◆ 第2章 9
- ◆ 第3章 15
- ◆ 第4章 20
- ◆ 第5章 28
- ◆ 第6章 33
- ◆ こどもの権利キーワード 34

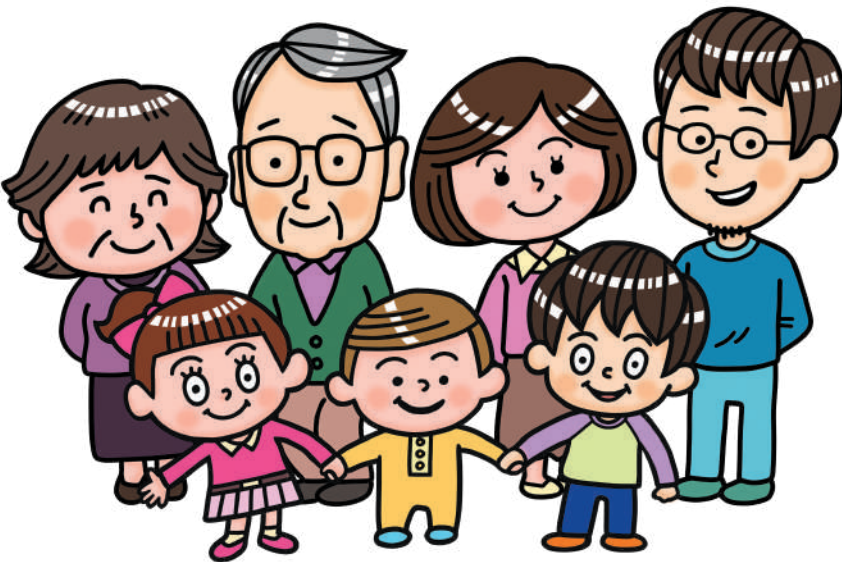
◆ はじめに

はじめに

南砺市は、国際条約「子どもの権利条約」の基本理念に基づき、こどもの持つ権利を保障し、「こどもも大人もともに幸せに暮らせる南砺市」を目指した総合的な施策を推進するため「南砺市こどもの権利条例」を制定しました。

条例に込められた思い

この条例には、すべてのこどものすこやかな育ちと幸せへの願いが込められています。その実現には、こどもを支え、育てる大人もまた幸せであることが求められます。南砺市こどもの権利条例は、こどもも大人も一人の人間として尊重され、すべてのこどもが自由と平和、人とのつながり、幸せを感じながら、すこやかに成長できる南砺市を目指すための羅針盤となります。



◆ 権利条例の構成

この条例は、こどもの権利について、前文のほか、第1章から第8章まで全23条で構成されています。

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

目的・定義

第2章 こどもと権利（第3条―第7条）

こどもが持つ権利・生きること・育つこと・守られること・参加すること

第3章 大人の役割（第8条―第11条）

大人の役割・保護者の役割・こどもの保育、教育、療育に関わる大人の役割・こどもに関わる地域団体の役割

第4章 こどもにやさしい環境づくり（第12条―第18条）

施策の推進・日常の環境・居場所づくり・情報共有・参加の機会の保障・権利侵害への対応・普及啓発

第5章 権利の救済と推進（第19条―第22条）

相談と救済・こどもの権利委員会の設置・委員会の職務・答申や提言とその尊重

第6章 雑則（第23条）

委任

◆ 前文

こどもは、生まれながらにして人格を持つ一人の人間として尊重されます。こどもは、愛され、権利を保障されることで、豊かなこども時代を過ごすことができます。こどもは、自分の心が満たされたときに、愛着や信頼を感じ、それを分かち合うことを学びます。こどもは、いかなる差別も受けることなく、自分の考えを持ち、自分の思いを表現し、生きる力を育みます。

こどもの発達と成長のためには、守り支える大人が必要です。大人は、こどもが安心できる環境と、様々な経験ができる機会をつくり支援します。大人は、こどもの思いを尊重し、こどもの意見に耳を傾け、こどもに対して一方的な考えを押し付けることなく、寄り添います。

わたしたちは、こどもも大人も一人の人間として尊重され、すべてのこどもが自由と平和、人とのつながり、幸せを感じながら、すこやかに成長できる環境づくりを推進します。こどもにとってやさしい社会は、大人にとってもやさしい社会です。

わたしたちは、社会全体で連携を取りながら、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号。以下「子どもの権利条約」といいます。）と日本国憲法やこども基本法（令和4年法律第77号）の理念に基づき、こどもの心身の発達と幸福感の増進を図るため、この条例を制定します。



前文は、条例を制定する基本的な考え方や理念を明らかにし、各条文の解釈の指針となるものとして設けています。

こどもは一人の人間として尊重されるべき存在であることが示されています。「一人の人間」と表現することにより、「こどもたち」とひとくくりにして捉えるのではなく、一人ひとりの個々の状況に応じて「自分」を大切に、生きる力を育むことへの願いが込められています。

また、こどもだけでなく、こどもに関わる環境を支援していく周りの大人も権利を大切にされる必要があることを掲げています。「こどもも大人も一人の人間として尊重され」という表現を盛り込み大人を含め相手も同様の権利を持った存在として互いに尊重し合うことを表しています。

こどもに関わる機関をはじめ、南砺市に住む一人ひとりの市民がこどもの権利を自分ごとと捉えることで「こどもにも大人にもやさしい社会」を実現することができます。

条例の作成に当たっては、こどもや保護者、こどもに関わる関係機関の大人に参加していただきました。前文には、多くの市民のこどもへの思いと市が目指すまちづくりの方針が込められています。

なぜ、こどもの権利条例をつくったの？

① こどもの生きる力を育むために

南砺で育ちたい（こどもの心身の発達と幸福感の増進）、南砺で育てたい（社会全体が連携を取り、人とのつながりや幸せを感じられる環境）と思えるまちづくりを推進するための羅針盤となる条例をつくりました。

② こどもの意見表明・参加の促進

こどもが自分の考えを自由に表現したり、参加したりできるよう、こどもの目線で、こどもの権利を大切にします。そのためには、守り支える大人も同様に大切にされ、権利が守られることが必要です。

③ こどもがすこやかに成長できる環境づくり

すべてのこどもが命を守られ、自分らしくすこやかに安心して過ごせるよう、市民みんなでこどもの権利が守られる環境を整えていきます。

こどもも大人もともに幸せに暮らせるまち

こどもは、生まれながらにして人格を持つ一人の人間として尊重されます。こどもは、自分が持つ権利を学ぶことで、他のこどもや大人にも権利があることを学び、お互いを大切にする社会の基盤をつくります。

一方で、大人の権利が守られる社会でなければ、こどもの権利保障は実現しません。こどもを支える大人が守られる環境づくりは、こどもを守ることに直結します。

そして、こどもも大人もこどもの権利の本質を理解することが大切です。こどもの成長にとってどのような経験が必要かを大人が理解し、こどもを見守り、支えることで、こどもの最善の利益を保証していきます。

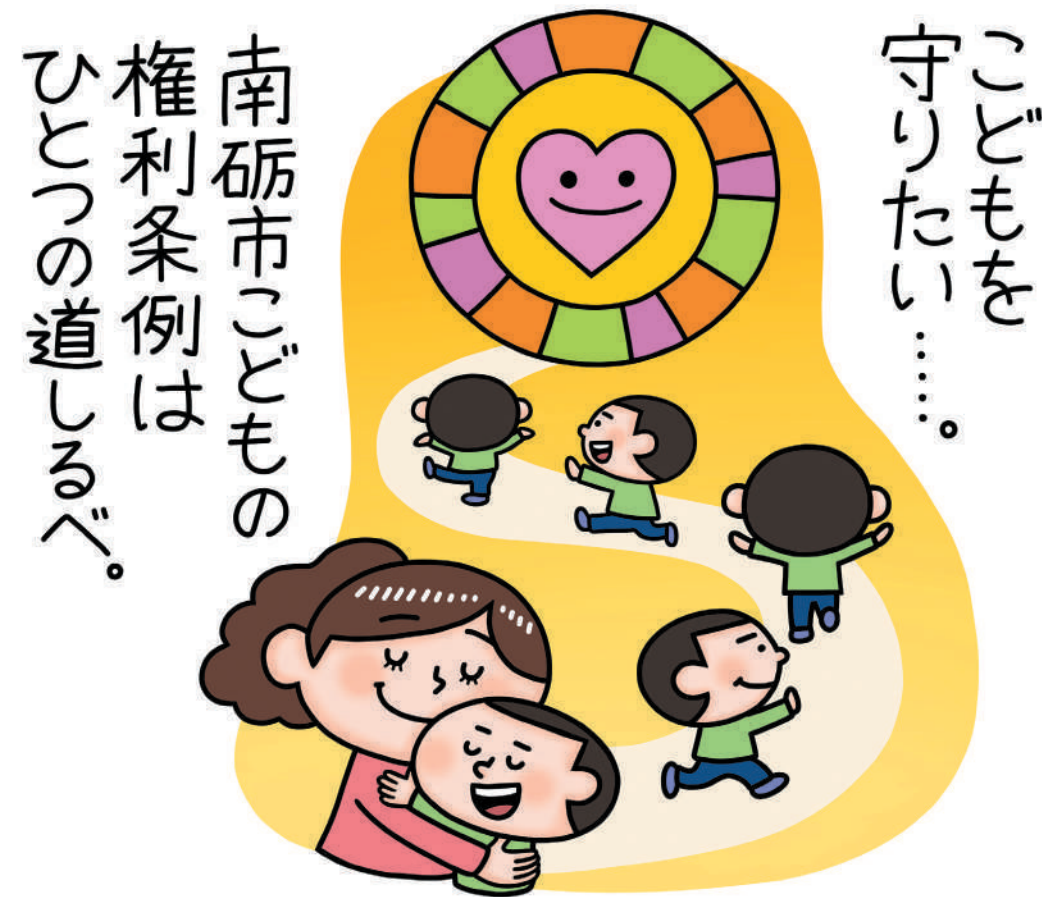
こどもも大人も「一人ひとりの権利」を大切にし、対話を重ね、尊重し合うことが大切です。こども施策に取り組むことで、みんなが幸せに暮らせるまちの実現を目指します。



◆ 第1章 総則

【目 的】

第1条 1. この条例は、子どもの権利条約と日本国憲法やこども基本法に基づき、こどもの持つ権利を保障するための総合的な施策を推進することを目的とします。



解説

この条例は、国の批准した子どもの権利条約と、日本国憲法やこども基本法の理念について、市として実現を目指すものです。
こどもの権利を明確化し、こどもが生活するそれぞれの分野ごとにその役割を定め、社会全体でそれを保障することを目的としています。

【定 義】

第2条 1. この条例において、「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいいます。
2. この条例において「こどもの最善の利益」とは、どのような場面でもこどもの意見を踏まえ、こどもの幸せを第一に考えることをいいます。



解説

この条例でいう、こどもについて定義をしています。

- 1 南砺市こどもの権利条例では、年齢や通っている場所で必要なサポートがとぎれないよう、心と体の発達の過程にある人を「こども」としています。こどもたちがそれぞれの状況に応じて、社会で幸せに暮らしていけるよう、支えていきます。
- 2 こどもの最善の利益とは、「こどもに関係することを決めるときには、そのこどもにとって、何が一番大切なことなのかということが考えられなければならない」ということです。この「こどもの最善の利益」は、条例を運用する上で最も重要な考えとなります。

◆ 第2章 こどもと権利

こどもの権利は、すべてのこどもが毎日を安心して過ごし、すこやかに自分らしく育ち、未来に向けて成長していくためにとても大切なものです。条例では、こどもにとって大切な権利を第4条から第7条まで大きく4つにわけて規定します。

生きる権利



イーキル

命を守られ、心と体を大切にされること

- 家族や友達と楽しい時間をすごせます
- 毎日の生活が守られ、安心して暮らせます
- どんな理由があっても、差別もされたり仲間はずれにされたりしません

育つ権利



ソダッツ

もって生まれた力を十分に伸ばして成長できること

- 一人の人間として大切にされます
- 遊んだり、休んだり、学んだりできます
- 病気のときは病院にいけたり、困ったときは相談したりできます
- いろいろなことにチャレンジできます

守られる権利



マモール

暴力やいじめ、有害なことから守られること 大切なものを奪われないこと

- 暴力やいじめなどから守られ、心と体が傷つけられません
- 困ったことや辛いことがあったら、助けてもらえます
- 自分の大切な情報やひみつが守られます

参加する権利



サンカック

自由に意見を表したり、仲間をつくったりできること

- 思ったことや感じたことを伝え、聞いてもらえます
- 自分に関わることに意見を言えます
- 必要な情報や考えを知ることができます
- いろいろな活動に参加できます

【こどもが持つ権利】

第3条 1. こどもは、生まれながらに次条から第7条までに掲げる権利を主に持ちます。

権利を持って生まれてくる。



みんな平等に



解説

こどもが、一人の人間として生きていくための権利を保障しています。
第2章では、社会全体で保障すべきこどもの権利について大きく4つにわけて掲げています。大人への成長と発達の途上にあるこどもにとっては、自分の力だけでこの権利を守ることが難しい場合もあります。こどもは、その成長・発達の段階に応じて大人からの支援や保護を受けることができます。こどもは自らの意志で行動し、大人はその成功も失敗も見守りながら関わり続けます。

【生きること】

- 第4条 1. こどもは、命を守られ、心と体を大切にされます。
2. こどもは、日常の衣食住を保障され、安心して暮らすことができます。
3. こどもは、人種、国籍、出身、言語、性、個性、意見、宗教、障がい、財産その他置かれている状況によるいかなる差別や不利益も受けません。



解説 こどもが、命を守られ、心と体を大切にされることを保障しています。

- 1 こどもは、生まれた瞬間から一人では生きていくことができません。命を守られるだけでなく、心と体を大切に育まれることを保障しています。
- 2 安全な環境で平和に安心して暮らせることは、誰もが望むものであり、こどもは心の負担が人格形成上で大きな影響を受けることから、その確保が望まれます。
- 3 こどもは、いかなる理由によっても差別されてはならず、それを理由とした不利益を受けることがあってはいけません。

【育つこと】

- 第5条 1. こどもは、一人一人の人格を尊重され、こどもであることを理由に否定されことなく、自分の思いを自由に表すことができます。
2. こどもは、持って生まれた力を発揮し、自分らしく成長し、家族や友達と心身ともに楽しくすこやかに生活することができます。
3. こどもは、興味関心を広げ、遊んだり、休んだり、学んだりしながら育つことができます。
4. こどもは、必要に応じて医療や療育を受け、困ったときには相談し、安心して成長することができます。

いつもいつでも
見守っているからね。



解説 こどもが、一人ひとりの持つ個性を尊重され、もって生まれた力を十分に伸ばして成長できることを保障しています。

- 1 こどもは、一人ひとりが異なる思考や興味、考え方をもち、尊重されます。その考えは、自由な方法で 伝えることができます。
- 2 こどもは、保護者によって健康的な生活が保障されなければなりません。保護者にそれができないときには、市や関係組織等がそれを支援します。
- 3 こどもがすこやかに育つには、安心できる生活があり、遊ぶこと、学ぶこと、体を休めることが大切です。
- 4 こどもは1から3のように生活するための生活環境が物理的・時間的に保障されます。そのためには、保護者をはじめ社会全体で環境を整えていくことが求められます。

【守られること】

- 第6条 1. こどもは、暴力を受けたり大切なものを奪われたりせず、有害なことから守られます。
2. こどもは、心と体が傷つけられないよう守られます。
3. こどもは、困りごとや悩みごとがある時に、個人情報や秘密を守られ、一方的な意見の押し付けや決めつけのない、適切な相談を受けることができます。



解説 暴力やいじめ、有害なことから守られます。また、大切なものを奪われないことを保障します。

- 1 こどもは、いじめ、体罰や有害な労働、麻薬などの使用、性的搾取、誘拐など、有害なことから守られる権利を持ちます。大人もこどもも、どのような理由があろうとも、こどもに対し虐待や体罰を行ってははいけません。
- 2 こどもは、1のような有害なことから心と体が傷つけられないよう守られます。
- 3 こどもが、学校や家庭など身の回りの生活において困っているとき、相談のできる場所や助けを求める場所があり、助けを求めることができます。また、自分や家族、住んでいるところ、電話や手紙などの情報や秘密などプライバシーが守られます。プライバシーの侵害は、こどもの自尊心を傷つけ、自信の喪失、自己を否定的に捉えてしまう要因にもなります。そのため、こどものプライバシーが守られる必要があります。相談は、安心できる環境でこどもの話を聞き、一方的な決めつけのない関わりにより行われます。

【参加すること】

- 第7条 1. こどもは、自分に関係のあるすべてについて、自由に意見を言うことができます。
2. こどもは、適切な情報や考えを知ることができます。
3. こどもは、仲間をつくることができます。
4. こどもは、多様な社会的活動に参加することができます。



解説 こどもが自由に意見を表したり、仲間をつくったりできることを保障します。

- 1 こどもは、自分の思ったことや感じたことを家庭や学校等、地域で伝えることができます。
- 2 こどもは、自分の意思を自由に表現するため、関係する様々な種類の情報を得ることができます。
- 3 こどもは、学校等や地域において自分の意思で仲間をつくること、遊びや社会活動などを目的としてみんなで一緒に集まることが保障されます。
- 4 こどもは、文化・芸術・スポーツ活動、地域での活動に参加したいとき、その意思が尊重されます。

◆ 第3章 大人の役割

こどものすこやかな成長のためには、周りの大人の存在が不可欠です。こどもが安心できる環境と、様々な経験ができる機会をつくることは、大人の大切な役割です。こどもが可能性を伸ばせるよう、こどもにとって最も良いことを第一に考えます。目の前のこどもの思いを尊重しながら、年齢や成長に応じて適切な配慮や支援を行うことで、こどもの育ちを支えます。



〈 おうちの人 〉

こどもが安心してすこやかに育つことができるよう支えます。
こどもにとって一番良いことは何かを考え、こどもを守り育てます。



〈 学校や施設の人たち 〉

こどもの心に目を向け、こどもが自由に感じ、考え、学ぶことを支えます。
いじめ、虐待、体罰などからこどもを守るために、いろいろな人たちと協力します。



〈 地域の人たち 〉

こどもがいろいろな体験や交流ができる機会を作ります。
こどもが安心して暮らせるよう、地域の子育て家庭を支えます。

【大人の役割】

- 第8条 1. 大人は、こどもを一人の人間として尊重し、その考えや思いを受け止め、話を聴き、共に考え、関わり続けます。
2. 大人は、こどもが可能性を伸ばし、心身ともにすこやかに育つため、こどもの最善の利益を図ります。



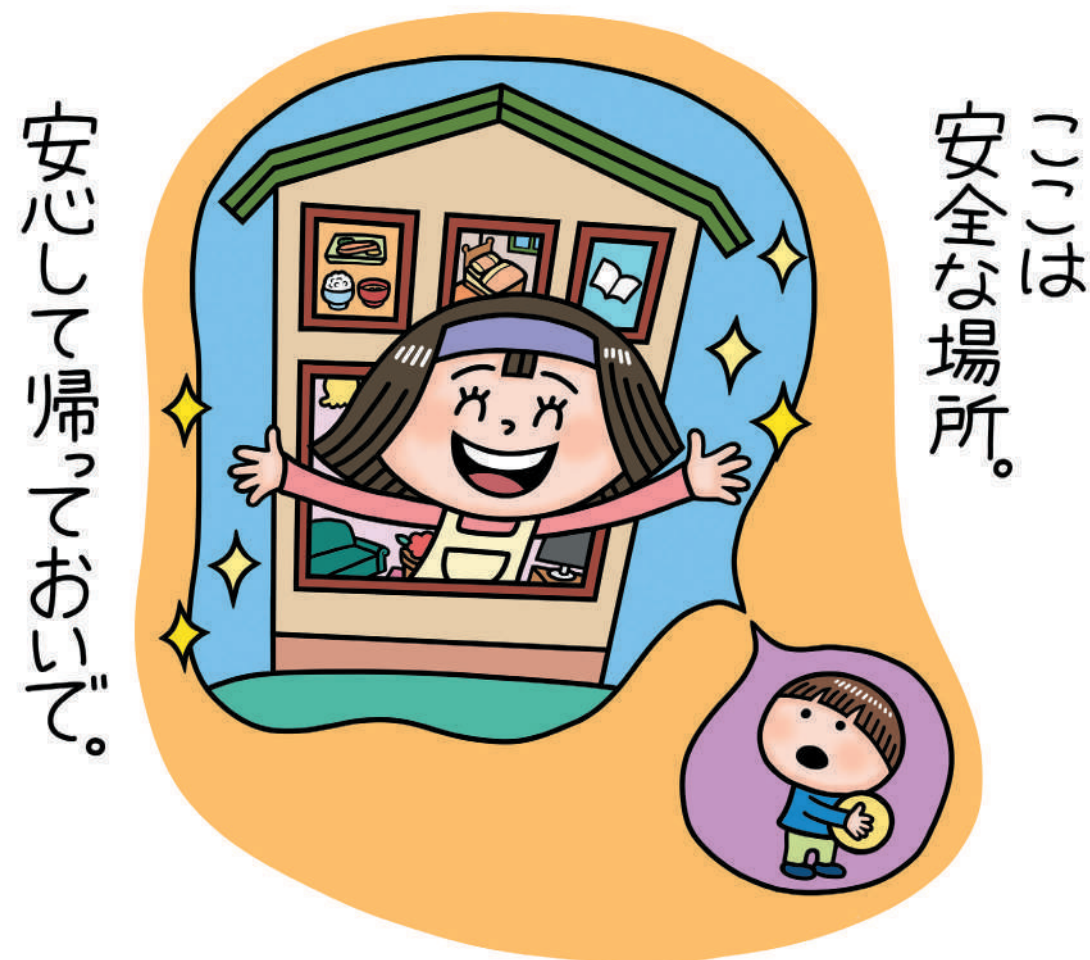
解説

こどもの権利を保障するための大人の役割を定めます。

- 1 権利の主体について、こどもも一人の人間として尊重されるべき存在であることを示しています。大人はこどもに対して、大人の考えを一方的に押し付けるのではなく、こどもと一緒に考えていく姿勢が必要となります。また、「一人の人間」との表現は、こどもの一人ひとりの状況に応じて、関わらなければならないということを伝えています。
- 2 大人は、こどもの心と体の育ちに対し、適切な指導や助言を行う場合は、「こどもの最善の利益」を第一に考えなければなりません。こどもの最善の利益を考えた場合、大人の思い込みではなく、こどもに寄り添い、個々の意見を聞くことを基本にすえなくてはなりません。

【保護者の役割】

- 第9条 1. 保護者は、その養育するこどもに対して責任があります。
2. 保護者は、こどもに関心を持って接し、心身ともにすこやかな育ちを支援します。
3. 保護者は、こどもの生活の場が、安心して眠り、食べることができ、かつ、心のよりどころとなる居場所になるよう努めます。
4. 保護者は、必要な支援を受けることができます。



解説

こどもの権利を保障するための保護者の役割を定めます。
保護者は、こどもが成長し、自立するまで、その養育に責任を持ちます。保護者は、子育てにおいて、市や学校等、地域、事業者などから必要な支援を受けることができます。また、事業者は、法律に基づき子育て中の雇用者等に対し、必要な支援を行わなければなりません。

【こどもの保育、教育、療育に関わる大人の役割】

- 第10条 1. こどもの保育、教育、療育に関わる大人は特に、その行動がこどもの人格形成に影響をあたえることを自覚して、こどもに関わります。
2. こどもの保育、教育、療育に関わる大人は、こどもの心に目を向け、こどもが自由に感じ、考え、学ぶことを保障し、一人一人に応じて支援します。



解説

こどもの権利を保障するためのこどもの保育、教育、療育に関わる大人の役割を定めます。

- 1 こどもは、日中の活動時間の多くを保育、教育、療育に関わる施設で過ごします。このため、こどもに関わる大人は、保護者と同様に、これらのこどもの権利に関する理解があることがとても重要です。職員の資質向上を図る上でも、配慮される必要があります。
- 2 こどもに関する大人は、こどもの考えや個性を理解することで、より良い支援ができます。そのような関わりの中で、こどもは信頼関係を持ち、心身ともに育まれます。

【こどもに関わる地域団体の役割】

- 第11条 1. こどもに関わる地域団体（以下「地域団体」といいます。）は、多様な体験や交流の機会の提供に努めます。
2. 地域団体は、地域の子育て家庭に寄り添い、支えることに努めます。



解説

こどもの権利を保障するためのこどもに関わる地域団体の役割を定めます。

- 1 こどもは、地域の中で、家族以外の人たちと接し、同じ地域でつながっているこどもたちの中で新たな発見や学びの機会を持つことができます。こどもに関わる地域団体は、多様な経験や交流の機会を持つことで、こどもに必要な支援ができます。
- 2 また、こどもに関わる地域団体は、地域の子育て家庭に寄り添い、支え、地域の中で孤立することがないように努めなければなりません。

◆ 第4章 こどもにやさしい環境づくり

この条例には、すべてのこどものすこやかな育ちと幸せへの願いが込められています。家庭、保育園や幼稚園、学校、地域など、こどもが過ごすところや関わるすべての場所で、こどもの権利が守られ、社会全体で、こどもが自分の思いを伝え、参加できる場を作っていきます。

一方で、こどもを支え、こどもを育てる大人もまた幸せであることが求められます。大人にとってもやさしい社会となるよう、南砺市全体の環境を見直していきます。



〈南砺市〉

こどもの権利が守られるために、いろいろなことに取り組みます。

こどもの意見や考えや思いをいかすように取り組みます。

大人がそれぞれの役割を果たすことができるように支えます。

こども施策に取り組み、こどもの環境を整えていきます

こどものすこやかな成長に対する支援とともに、こどもに関わる大人がこどもと関わるのが幸せだと実感できる南砺市を目指し、こどもが生まれる前段階からの支援や環境整備を切れ目なく行います。

こどもに直接 関わる支援

- こども参加の機会創出
- いじめ対策など

こどもに関わる 大人への支援

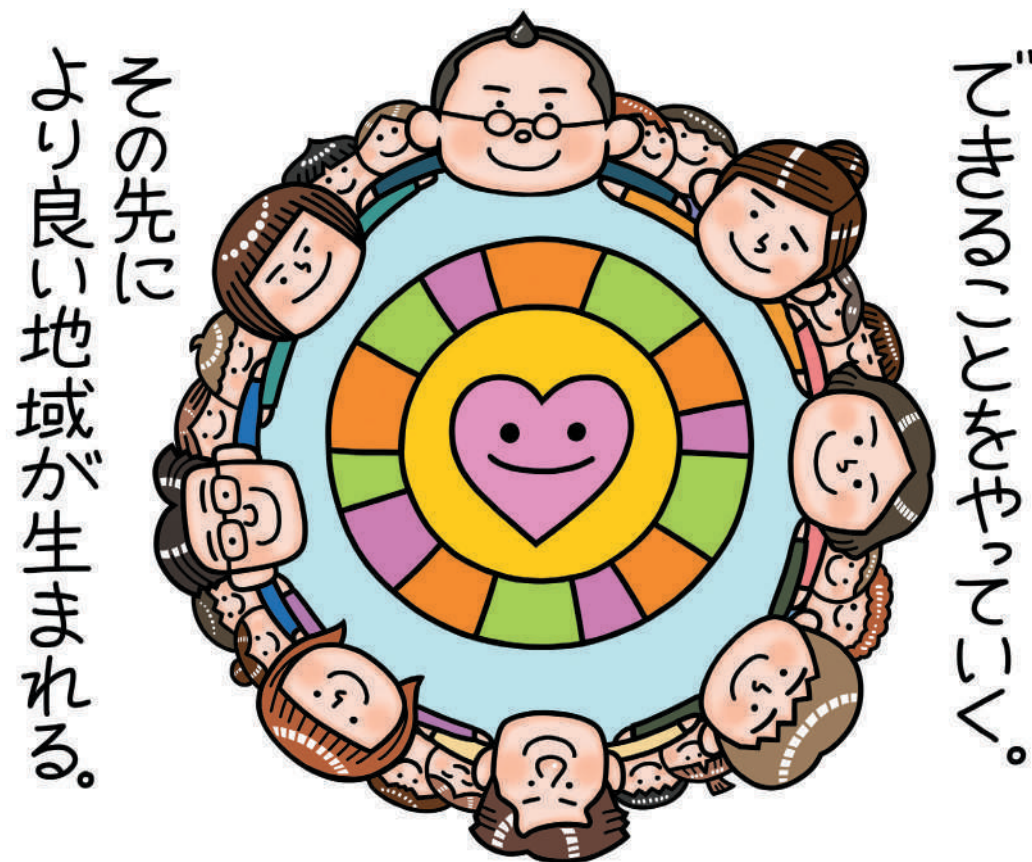
- 医療費助成制度
- 雇用環境の整備など

こどもに関係する 環境の整備

- 相談機関の充実
- 図書館・公園の整備など

【施策の推進】

- 第12条 1. 市は、こどもの持つ権利を保障するために、必要な施策に取り組みます。
2. 市は、こどもが権利の主体として尊重されることを認識し、こどもが意見や考えや思いを表明することができ、かつ、その意見や考えや思いがまちづくりに反映されるよう、必要な環境を整えます。
3. 市は、こどもに関わる大人と地域団体を支援します。



【日常の環境】

- 第13条 1. 市民と市は、こどもの命を守ることができ、かつ、こどものすこやかな成長に配慮した環境を整えます。
2. 市民と市は、こどもが主体的に行動し、成長することができるよう支援します。
3. 市民と市は、こどもに関わる大人が安心して子育てできる社会づくりに取り組みます。



解説

こどもの権利を保障するため日常の環境づくりについて定めます。

- 1 市民や地域からの協力を得ながら、こどもにより良い環境を作るよう努めることを定めています。また、様々な分野の関係者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、市が調整役としての役割を担い、必要に応じて支援します。
- 2 こどもの意見を尊重し、こどもの主体的な活動を支援することを定めています。
- 3 市は、子育て家庭が孤立しないよう情報提供や伴走支援を実施し、市民は、子育て家庭が地域社会で孤立することのないよう地域全体で支え合うなど、社会全体で取り組むことが大切です。



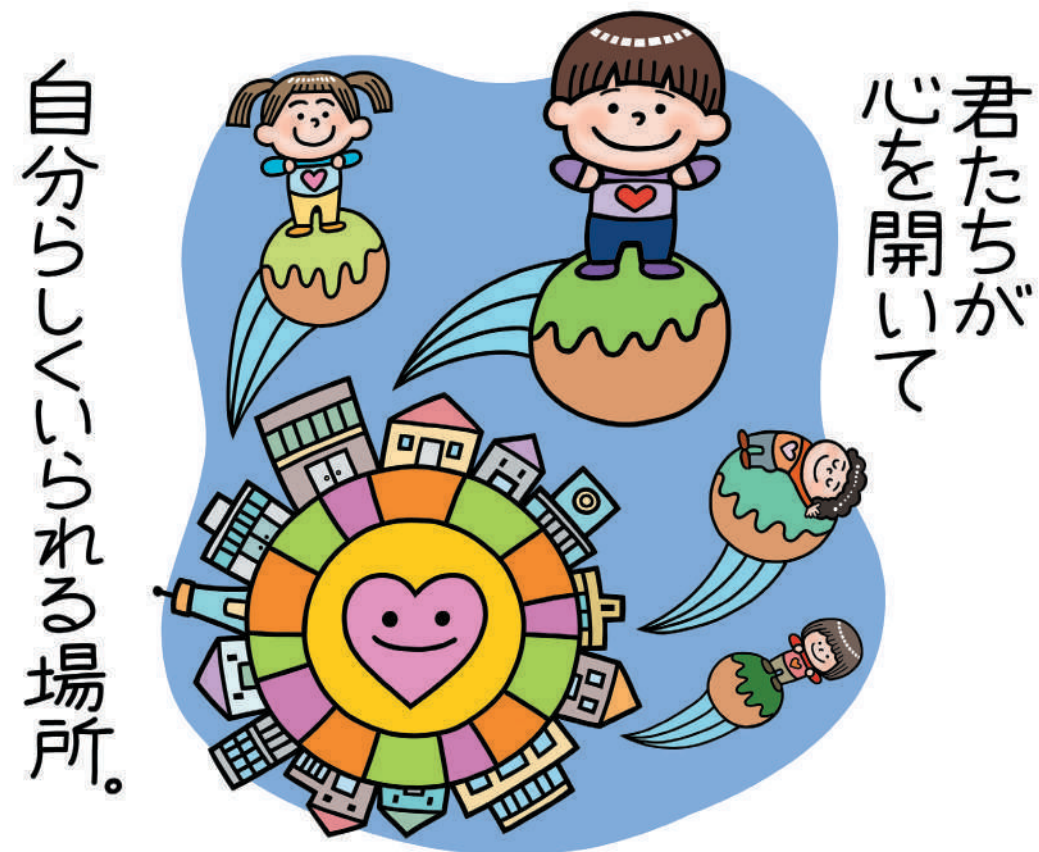
解説

こどもの権利を保障するための市の責務を定めます。

こどもの権利を保障するためには、こどもに関わる機関やこどもの保育、教育、療育に関わる大人や地域が、互いに連携することが大切です。また、それぞれの役割を果たすため、必要な場合には市が支援を行います。

【居場所づくり】

第14条 1. 市民と市は、こどもが学校と家庭以外にも居心地の良い居場所を築くことを支援します。



【情報共有】

第15条 1. 市は、こどもの成長と生活に関わる情報を集約し、必要とする人に届けられるよう広報周知に努めます。
2. 市民と市は、こどもが自ら情報を集め、選択し、判断する力を身につけられるよう関わります。



解説

こどもの権利を保障するため居場所づくりについて定めます。
こどもがすこやかに成長するためには、心から安心して遊び、学び、休息のできる場所が生活の中に必要です。居場所とは、施設のみを意味するものではなく、一人ひとりのこどもにとってありのままの自分であることができ、心のよりどころとなる、居心地の良い場所を持つことを意味しています。そのため、市は、民間団体などとも連携しつつ、こどもが発達段階に応じて居場所を確保できるよう努めなければなりません。



解説

こどもに関する情報共有について定めます。
1 こどもに関することは、こどもが理解を深め、自分の意見を表明できるよう、こどもの視点に立ってわかりやすく発信する必要があります。市は、こどもや子育てに関わる人が、必要な情報を得られるよう、様々な手段で適切な情報の提供に努める必要があります。
2 市と保護者を含む市民は、こどもが自ら情報を得て、様々な活動に参加し、情報を見極めて自分の考えを持つことができるよう、こどもの成長・発達に応じて、大人による助言・指導を行います。

【参加の機会の保障】

第16条 1. 市民と市は、こどもが自身に関することについて意見や考えや思いを表明する機会と多様な社会的活動に参加する機会の確保に努めます。



【権利侵害への対応】

第17条 1. 市民と市は、こどもへのいじめ、体罰、虐待等の権利侵害を見逃しません。
2. 市は、こどもへの権利侵害が起こったときに、こどもとこどもに関わる大人を速やかに支援し、心の回復に努めます。



解説

こどもがいろいろな活動に参加できることを保障します。
こどもが地域社会に参加する機会や、多様な地域住民と交流する機会を持つことができるよう、大人が環境を整える必要があります。こどもが自分の意志を持って、行動を起こしていくことは、主体性を育むとともに、自己肯定感の向上や社会参画の意識の醸成に繋がります。また、こどもの発達段階や個性、置かれている環境によっては、参加することや、意見を言うことが困難な場合もあります。そのような場合は、個々に応じていろいろな方法で意見を聴くことも大切です。



解説

こどもへの権利侵害についての対応を定めます。

- 1 こどもに対するいかなる権利侵害について、見過ごすことなく、問題の解決まで対応します。また、こどもが安心して生活することができるよう、全ての市民に対して、体罰、いじめなど暴力や差別の防止と、その啓発に積極的に取り組みます。
- 2 市は、体罰やいじめなどこどもの権利侵害が確認された場合には、関係機関や関係する大人とも連携し、迅速な解決に努め、こどもの心の回復に努めます。

◆ 第5章 権利の救済と推進

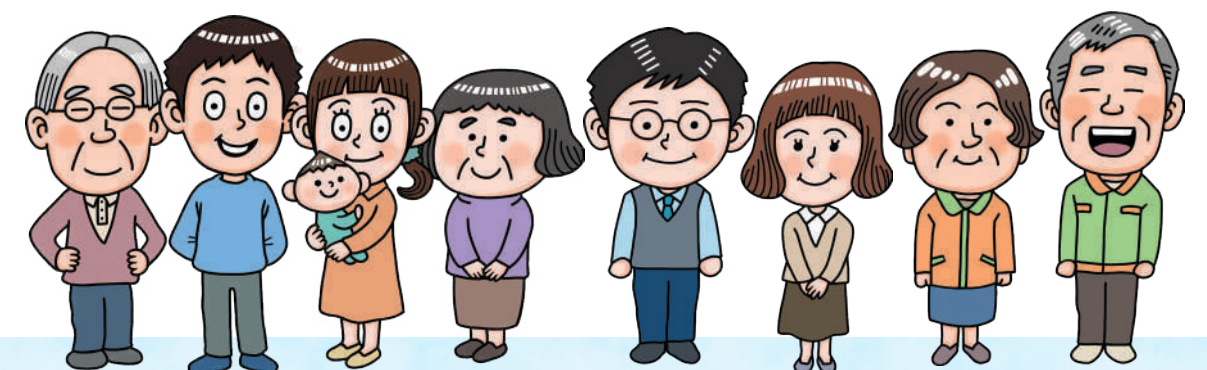
いじめや暴力などの権利侵害により、辛く悲しい思いをしている子どもを救うために、相談・救済体制を整えていきます。関係団体で必要な連携を取り、状況の改善に努めます。

また、南砺市こどもの権利委員会を設置し、南砺市の子どもに関わる施策について、子どもの権利が保障され、この条例に基づく施策の推進をチェックし、改善や推進をしていくよう市に意見を言います。



誰かにたたかれたり、ひどいことを言われたり・・・心や体が傷ついたら、一人で悩まないでほしい。子どもの力になりたいと思っている人たちはたくさんいます。

子どもが、安心して相談でき、また笑顔になれるよう、様々な立場の大人が協力して「子どもの権利」を守ります。



【普及啓発】

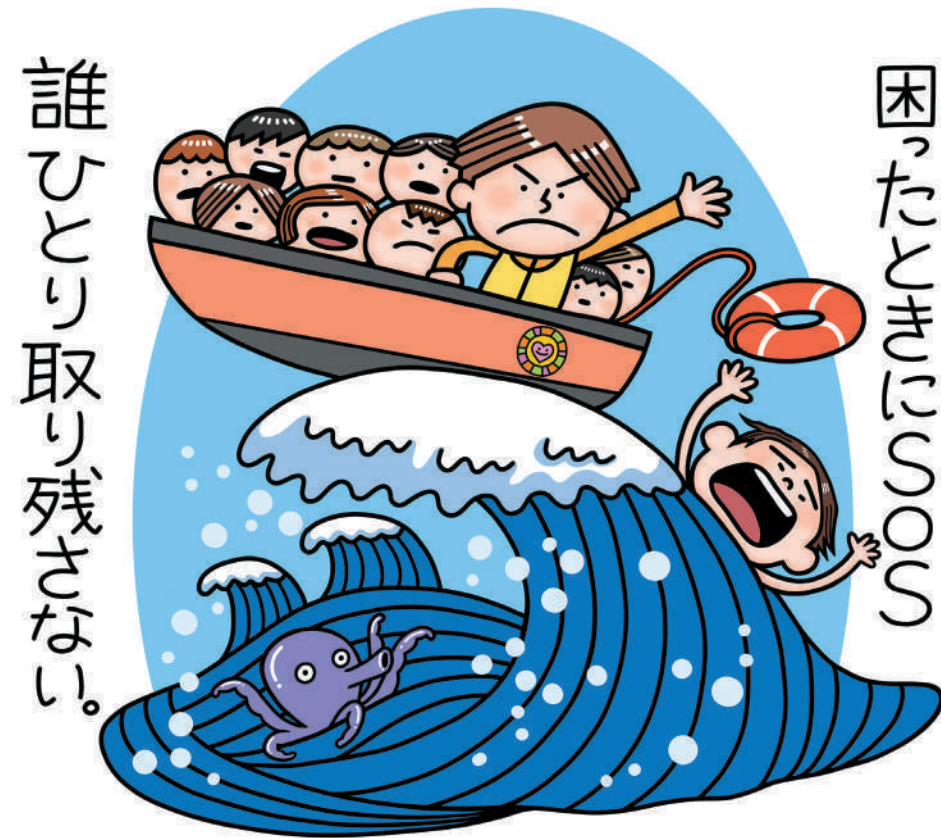
第18条 1. 市は、この条例について広報し、学習の機会を提供することで、継続した市民意識の醸成に取り組めます。



こどもの権利と条例の趣旨の普及啓発について定めます。
こどもの権利と、市の条例が制定された意義・内容について広く市民に啓発し、その普及に努めることとしています。

【相談と救済】

- 第19条 1. 市は、こどもとこどもに関わる大人がこどものことで不安や悩みを持ったときに相談でき、救済される体制を整えます。
2. 市と関係団体は、相談の内容に応じて必要な連携を取り、状況の改善に努めます。

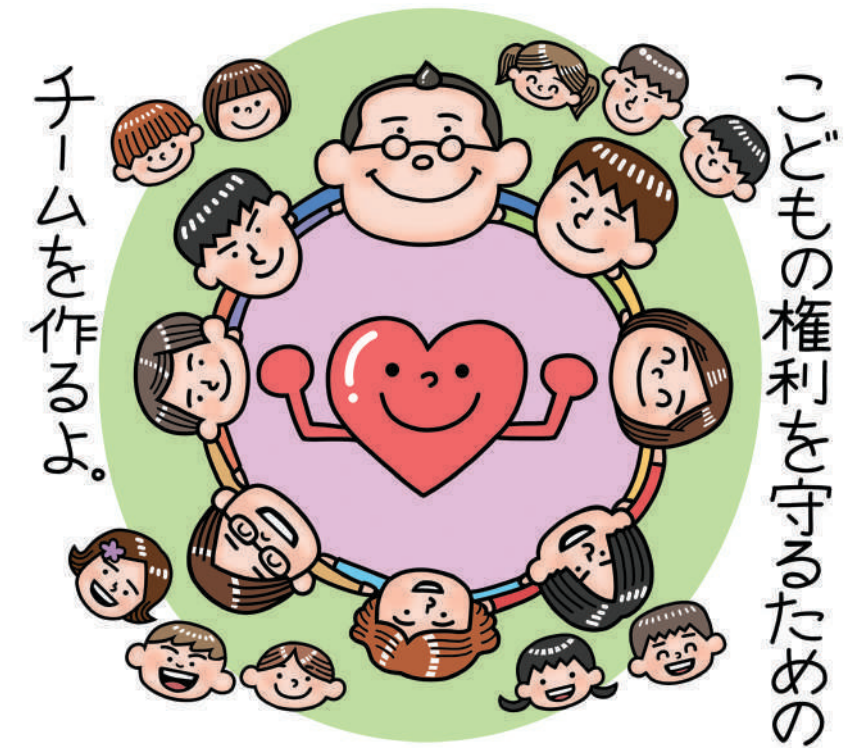


解説 こどもの権利侵害の救済と推進について定めます。

- 1 こどもは第2章に記載されているとおり、様々な権利を有しています。こどもは、権利を侵害されたとき、または侵害されそうになったときに、相談や救済を求めることができますが、こども自身が「権利の侵害」という概念を理解できない場合もあり、自分の悩み・苦しみは権利の侵害にあたるのかわからず、悩み続ける場合もあります。こども自身が自分の持つ権利を理解し、自ら声を発することができるようになることで、相談に繋がります。相談・救済される体制を整えるだけでなく、その存在を知ってもらえるよう努める必要があります。
- 2 こどもに関わる相談の多くは様々な要因が重なっています。たとえば、いじめの場合は、友人関係、家庭の環境など、また、虐待の場合は、保護者の育児に関する不安や経済的な不安、精神的に不安定な状況や、孤立しているなどの要因が複雑に絡み合い、引き起こされることがあります。このため、こどもの権利侵害の対応については、関係団体等との連携が非常に重要です。ひとりで悩み、苦しみ続け、その結果として、こどもへの権利侵害が起こる悲しい現状があります。権利侵害をしている側もまた、同様に相談対象であり、救う存在であることを念頭において、対応することが必要です。

【こどもの権利委員会の設置】

- 第20条 1. 市は、この条例による施策の実施状況を検証し、こどもの権利が保障されるよう、南砺市こどもの権利委員会（以下、「委員会」といいます。）を置きます。
2. 委員会は、この条例の趣旨の実現に向けた協議と検証を定期的に行います。
3. 委員会の委員は、15人以内とします。
4. 委員は、人権、保健医療、福祉、教育等のこどもの権利に関わる分野において学識のある者や市民の中から市長が委嘱します。
5. 委員の任期は、3年とします。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残りの任期の期間とします。なお、再任を妨げるものではありません。
6. 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはいけません。その職を退いた後も同様とします。
7. 前各項に定めるもののほか、委員会の組織と運営に関し必要な事項は、規則で定めます。



解説 こどもの権利委員会の設置について定めます。

審議する際の適正規模を考え、委員を15人以内とします。任期を3年としたのは、この権利委員会が諮問に応じて、こどもの権利状況の実態把握、行政や市民との対話、保障状況について継続的に関与し、審議する必要があるからです。

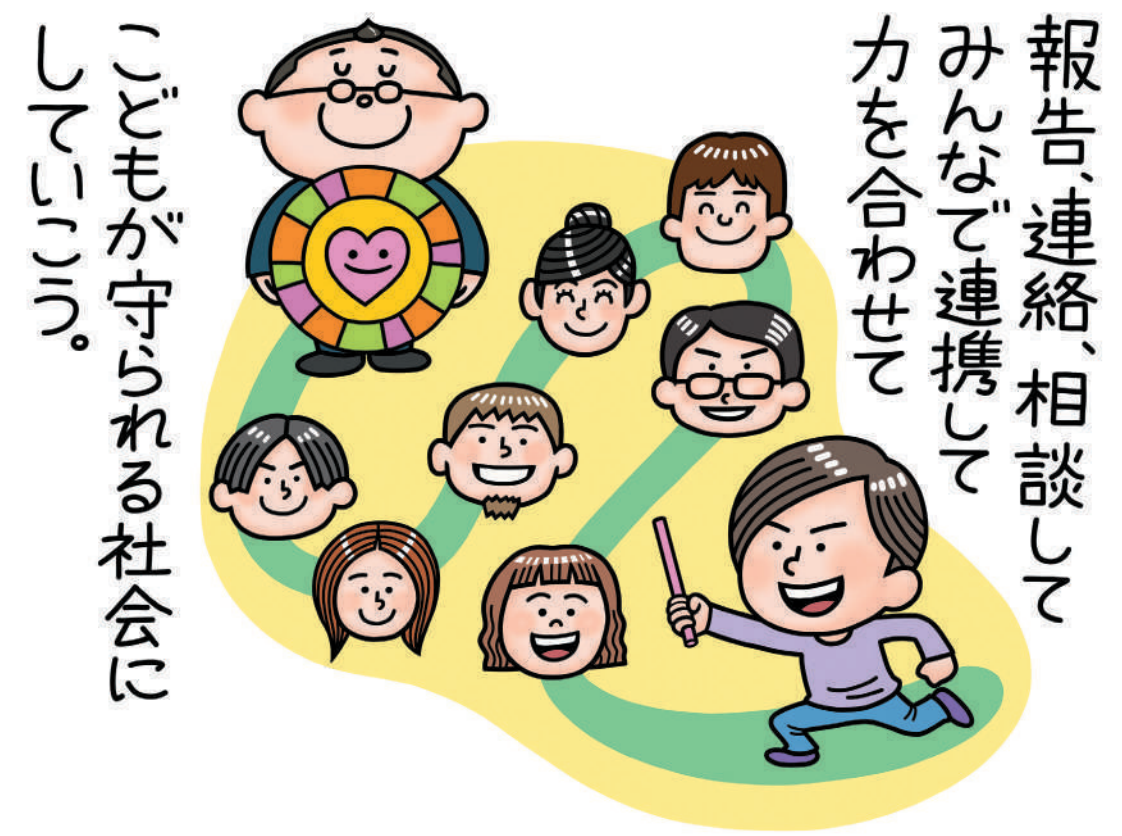
【委員会の職務】

- 第21条 1. 委員会は、市長の諮問を受けて、または委員会の判断で、こどもの権利に関する施策や計画についての調査や審議を行います。
2. 委員会は、調査や審議を行うにあたって、必要に応じて子どもをはじめ市民から意見を求めることができます。



【答申や提言とその尊重】

- 第22条 1. 委員会は、調査や審議の結果を市長その他の執行機関に報告し、答申し、提言します。
2. 市長その他の執行機関は、委員会からの報告や答申や提言があったときは、これを尊重し、必要な措置をとります。



解説 こどもの権利委員会の職務について定めます。

- 1 委員会は、こどもの権利に関する事項について、市長から諮問を受けた内容だけでなく、こどもの権利推進に関して市に意見があるときに、現状を調査し、審議を行うことができます。
- 2 こどもの権利推進の検証は、市が自ら子どもに関する施策の評価を行うこととなります。こどもの権利委員会では、子どもが置かれている現状を委員の視点から評価し、その内容を市に提示することで、こどもの権利推進を目指します。検討を行う際には、必要に応じて子どもや子どもに関わる大人など関係団体等に意見を求めることができます。

解説 市長の諮問に対する答申や提言とその後の意見の対応について定めます。

委員会からの答申や提言に基づき、市長その他の執行機関は状況の改善に努めます。「南砺市こどもの権利条例」は1つの指針であり、南砺市で行われているこども施策や取り組みについて、見直しを進めていくことになります。

◆ 第6章 雑則

【委 任】

第23条 1. この条例で定めるもの以外に必要なことは、市長が別に定めます。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行します。



◆ こどもの権利キーワード

子どもの権利条約（1989年国連で採択、1994年日本批准）

世界中のこどもの命とすこやかな成長を守るため、国際機関や世界中の国々が協力し、こどもの持つ権利を定めた「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が作られ、全世界でこどもの権利を守っていくことを約束しました。

条約では、こどもを権利を持つ主体と位置づけ、大人と同じく、一人の人間として権利を認めています。さらに、大人へと成長する途中にあり、弱い立場にあるこどもたちには、大人からの保護や配慮が必要であるため、こどもならではの権利も定めています。

世界中のすべてのこどもについて保障される権利の他に、難民や少数民族のこども、障がいのあるこどもなど、特に配慮が必要なこどもの権利についても定められています。

日本国憲法

国のあり方を定めており、「国民主権」「平和主義」「基本的人権の尊重」の三原則を柱としています。

日本国憲法では、人が生まれながらに持っている基本的人権を保障しています（第11条）。基本的人権とは、自由に生きることや差別されないこと、健康で文化的な生活を送ることなど、人間らしい生活をする権利のことです。

こども基本法（令和5年4月1日施行）

日本国憲法や、子どもの権利条約の精神にのっとり作られました。こどもや若者一人ひとりが自分らしく幸せに成長でき、暮らしていけるよう、社会全体で支えていくことが大切です。そのような社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。



解説 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が定めます。

◆ 施策の推進



南砺市では、「南砺市こどもの権利推進に関するアクションプラン」を策定し、こどもに関係する施策に取り組みます。条例の理念の実現を目指し、こどもの権利の普及・啓発に向けた取組や、こどもと、こどもに関わる大人に対する具体的な実践を総合的かつ計画的に進めていきます。

【基本理念】

こどもも大人もともに幸せに暮らせるまち

【基本目標】

こどもの「生きる力」を育む

こどもが権利を保障され、差別を受けることなく、ありのままの自分が認められ、自分を大切に思えるようにすることで、自ら考え、自ら行動できる「生きる力」を育みます。

こどもの意見表明・参加の促進

こどもが自分の考えを自由に表現すること、大人がこどもの思いを尊重し、意見に耳を傾け、自ら参加しようとする機会をつくり、支援することが必要です。また、守り支える大人も同様に大切にされることで、心にゆとりが生まれ、こどもと大人の関わりの、良い循環が生まれます。

こどもがすこやかに成長できる環境づくり

こどもが安心して暮らせるよう、こどもの権利が守られる環境を整えます。こどもの視点、こどもに関わる大人の視点を取り入れた、権利保障の実現に向けた環境づくりに取り組みます。

条例の前文に込められた3つの願いをもとに基本目標を定めるとともに、目標を達成するため4つの施策の方向を設けました。



【施策の方向】

こどもの権利の周知啓発と理解促進

こどもも大人も権利について正しく理解できるよう周知啓発を行うことで、こどもが自分を大切に思えるよう働きかけます。

こどもの意見表明・参加の促進

大人は、こどもが参加したり、意見を出すことができ、その意見が取り入れられるように、こどもの意見に耳を傾けともに取り組みます。

こどもの権利保障の実現に向けた環境づくり

家庭や保育園・幼稚園、学校、こどもに関わる機関や地域組織など、こどもが過ごす場所や関わることについて、環境を整えます。

こどもの権利侵害への対応

こどもが相談できる体制を整え、状況の改善・救済に努めます。また、社会と繋がりをもてるよう支援します。

こどもが、心から笑って、心から安心して、自分の道を歩いていけるようにこどもの権利が守られる南砺市を実現しよう！



ひとりひとりが違った意見
違った想いを持った尊い命
あなたは愛されているんだよ
だから大丈夫
自分をどんどん表現して
いいんだよ

こどもを見守る
あたたかな眼差しが
地域全体に広がれば
大人にとっても
やさしい社会へ繋がっていく
こどもも大人もひとりひとりが
大切にされる社会を
手を取り合ってつくっていく

